



埼玉県報

第571号
令和6年(2024年)
11月29日
金曜日

目次

規則

- 養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則（畜産安全課）
- 埼玉県立高等学校通則及び埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 災害救助用備蓄食料「缶入りパン」に関する落札者等の公示（入札課）
- PM2.5・SPM自動測定機に関する落札者等の公示（入札課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福

社課)

- ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示
(衛生研究所)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 蓮田市高虫西部土地区画整理組合の定款の変更(市街地整備課)
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の名称の変更(建築安全課)
- 県道ときがわ熊谷線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道西平小川線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道行田市停車場酒巻線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道上中条斉条線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し(越谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集の取消し(教委・総務課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

正誤

- 埼玉県告示第895号中訂正(土地水政策課)

規 則

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十三号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（平成二十四年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

（表面）

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 番 号

養蜂振興法第3条第1項の規定により、次のとおり蜜蜂の飼育について届け出ます。

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
	(うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼 育 予 定 最 大 計 画 蜂 群 数	飼 育 期 間
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

3 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

同意する 同意しない

(裏面)

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号等並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入してください。なお、当該場所を特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。
- 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

養蜂振興法第8条第1項の規定により、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届の提出後、同条第2項の規定により、都道府県から、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

（表面）

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 番 号

先に届けた事項について変更があったので、養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は名称及び代表者氏名並びに住所

	氏名又は名称及び代表者氏名	住 所
変更前		
変更後		

2 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

	飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
変更前		(うち日本蜜蜂)
変更後		(うち日本蜜蜂)

3 年蜜蜂飼育計画

	飼 育 場 所	飼 育 予 定 最 大 計 画 蜂 群 数	飼 育 期 間
変更前		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

4 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

同意する 同意しない

(裏面)

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 変更があった事項を記入してください。
- 3 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号等並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。
- 4 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

養蜂振興法第8条第1項の規定により、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届の提出後、同条第2項の規定により、都道府県から、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

（表面）

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話 番 号

蜜蜂の転飼について許可を受けたいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 年蜜蜂転飼計画

転飼しようとする場所	左の土地所有者の氏名又は名称及び代表者氏名並びに住所	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者の氏名又は名称及び代表者氏名並びに住所
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	

2 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

同意する 同意しない

(裏面)

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号等並びに必要な緯度及び経度）を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

様式第4号（第1条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立高等学校通則及び埼玉県高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県立高等学校通則及び埼玉県高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校通則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通則(昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第三を次のように改める。

在 学 保 証 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県立 高等学校長

現 住 所_____

ふ り が な
生 徒 氏 名_____

年 月 日生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取ると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所_____

上記生徒との関係_____

ふ り が な
保 護 者 氏 名_____

生徒の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒及び保護者への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取ると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が身上の異動に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所_____

上記生徒との関係_____

ふ り が な
保 証 人 氏 名_____

- (備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保護者は、入学願書に記入した者とする。
 - 3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。
 - 4 保証人は、在学保証書に定める事項を遵守するものであり、民法（明治29年法律第89号）第446条第1項の保証人ではない。

様式第四を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県立 高等学校長

私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の本分に背かないことを誓います。

現 住 所 _____
ふ り が な _____
生 徒 氏 名 _____
年 月 日 生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____
上記生徒との関係 _____
ふ り が な _____
保 証 人 氏 名 _____

- (備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
2 保証人は、成年者であること。
3 保証人は、誓約書に定める事項を遵守するものであり、民法（明治29年法律第89号）第446条第1項の保証人ではない。

(埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「異動届」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 連帯保証人を変更したときは、前項の異動届のほか、改めて保証書を教育委員会に提出しなければならない。

様式第四号を次のように改める。

様式第4（第1条関係）

保 証 書

(宛先)

埼玉県教育委員会

収入印紙
貼り付け
箇所

修学奨励費借受人 住 所
氏 名

私は、上記の者が埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（以下「条例」という。）の規定により貸与を受ける修学奨励費に係る下記の返還等の債務については、本人と連帯して負担することを保証します。

年 月 日

連帯保証人 氏 名
生年月日 年 月 日
住 所
電話番号
勤務先
本人との関係

記

- 1 修学奨励費の額 月額1万4,000円
- 2 修学奨励費の貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 遅滞利息の額 修学奨励費の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかった場合、条例第10条の規定により、返還すべき額に年10.95%の割合を乗じて得た額

様式第六号を次のように改める

様式第 6 (第 8 条関係)

異 動 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

本 人 在学学校・学年 (貸与決定番号)

住 所

氏 名

法定代理人 住 所

氏 名

下記の事項に異動がありましたので、埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程
生徒修学奨励費貸与条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

(本人・法定代理人・連帯保証人)

異 動 事 項	異 動 前	異 動 後
住 所		
電 話 番 号		
氏 名		
異 動 の 理 由		

注 1 法定代理人の欄は、生徒が未成年者の場合に記入すること。

2 本人・法定代理人・連帯保証人のいずれかを○で囲むこと。

3 該当する事項のみ記入すること。

4 異動事項を証明する書類を添付すること。

附 則

この規則は、令和六年十二月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
災害救助用備蓄食料「缶入りパン」 230,400食（段ボール箱1箱24食入り×
9,600箱）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県農林部農産物安全課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サイボウ 埼玉県さいたま市見沼区御町2丁目6番15号
- 5 落札金額
68,428,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年9月13日

告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

PM2.5・SPM自動測定機 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県環境部大気環境課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年10月11日

4 落札者の氏名及び住所

アドバンテック東洋株式会社

東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

5 落札金額

39,006,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年8月23日

告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう

二 代表者の氏名

駒崎 美佐子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷二丁目二十一番八号

四 失効日

令和六年十一月二十七日

告示

埼玉県告示第千二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
わかば甲状腺クリニック	皆川 晃伸	坂戸市関間四―一二―八	令和六年十一月一日
久喜リウマチクリニック	浦田 幸朋	久喜市久喜中央四―九―一 イトーヨーカドー五F	令和六年十月一日
久喜東クリニク	医療法人社団三世会	久喜市青毛四―三―一二 くき翔裕館一階	令和六年十月一日
にじの陣屋クリニック	社会福祉法人ゆずの木	新座市野火止一―二三―四	令和六年十一月一日
さいたま訪問診療所	医療法人社団慈悠会	志木市上宗岡三―一八―一 八―一レ・プリューム二	令和六年十一月一日
プライムライフクリニック戸田	向後 寛子	戸田市笹目三―三一―五	令和六年十一月一日

河合歯科医院	鴻巣 ハーモニー歯科	のじま歯科クリニ ック	やなぎ歯科	中村歯科医院	元かじ整形外科内 科	はなさき診療所	科 さやま整形外科内	ク 吸器内科クリニッ ク	佐藤医院	上尾そのだ眼科
河合 正樹	林 一彦	野島 淳也	柳原 仁志	中村 真士	医療法人松青会	医療法人社団真 誠の樹	医療法人松青会	井上 大輔	佐藤 栄一	園田 正雄
羽生市南羽生一―一三―一〇	鴻巣市新宿一―一五三	坂戸市薬師町二八―一	比企郡滑川町羽尾三六八九― 二六	比企郡小川町大塚五二―一	飯能市岩沢二七―一―一	加須市花崎北一―一六―七	狭山市富士見一―一九―一九	羽生市中岩瀬三二三―一―一	深谷市内ヶ島八〇三	上尾市宮本町三―二A―GE 〇タウン一階一〇八区画
令和六年十一 月一日	令和六年十一 月一日	令和六年十一 月一日	令和六年十一 月一日	令和六年十月 一日	令和六年十月 一日	令和六年十月 一日	令和六年十月 一日	令和六年十一 月一日	令和六年十月 一日	令和六年十一 月一日

東飯能デンタルク リニツク	加賀谷 俊文	飯能市新光一―五フーコット 飯能店内	令和六年十一 月一日
おおつ歯科・矯正 歯科	医療法人社団碧 志会	吉川市美南二―八―一六	令和六年五月 一日
ケン調剤薬局 駅 前店	株式会社ザック ス	坂戸市南町二―九信栄第二マ ンション一〇六号	令和六年十一 月一日
ウエルシア薬局コ ープ坂戸薬師町店	株式会社 ウエルシア薬局	坂戸市薬師町二八―一 一F	令和六年十一 月一日
りぼん薬局 坂戸 店	株式会社 I A S	坂戸市中小坂八九九―三― 一	令和六年十月 一日
ひだまり薬局	株式会社ウイ ズ	羽生市中岩瀬三二四	令和六年十一 月一日
アイビー薬局アル ミア	みはる薬局有限 会社	春日部市大場九二四―七	令和六年十月 一日
セキ薬局 熊谷妻 沼店	株式会社セキ薬 品	熊谷市妻沼三一―一―三	令和六年十一 月一日
まごころ薬局 所 沢緑町店	株式会社いまふ く	所沢市緑町三―二九―一七	令和六年九月 十七日
エース薬局 下富 店	株式会社エフケ イ	所沢市下富一二六七―五	令和六年十月 十五日
アイン薬局 行田 新店	株式会社アイ ン フアーマシーズ	行田市持田三九九―一	令和六年九月 三十日

氏名	住所	施術所		所在地	指定期年月日
		名称			
深谷 大介		ふかや整骨院		桶川市上日出谷南一―二五 ―四	令和六年十月 一日
吉田 和彦		みなと整骨院		上尾市中新井一七八―二〇	令和六年四月 一日
石川 和輝		健やか整骨院 平和台院		東京都練馬区早宮二―一九 ―一三	令和六年十一 月一日
小原 史也		アントニオ鍼灸 治療院		戸田市新曽九〇八―B区画	令和六年七月 一日

二 指定施術機関

訪問看護ステーション	SHOW 合同会社	久喜市久喜東五―二二―五六	令和六年十一 月一日
メディカルハート 訪問看護ステーション	株式会社メディカルハート	春日部市中央六―三―九 階	令和六年十一 月一日
ひまり訪問看護ステーション	合同会社BeMe	所沢市荒幡一〇一八―四	令和六年十一 月一日
きらめき訪問看護 リハビリステーション ふじみ野事業	株式会社メディカル ウェルズ	富士見市ふじみ野西四―一〇 ―七富士見第七ビル三階	令和六年七月 一日
訪問看護ステーション いつき毛呂山	株式会社ハート ヴィレッジ	入間郡毛呂山町岩井西五―五 ―一九第二いづも荘一号棟	令和六年九月 二日

佐藤 勇太	子 小見山 祥	高田 明美	子 樋口 三佐	田中 悠理	阿部 章一	今川 琴子			
いきいき治療院	在宅・訪問マツ サージメドハン ド新小岩事業所	高田指圧治療院	らいふ鍼灸マツ サージ治療院	ひかり訪問鍼灸 マツサージ	ひなた訪問鍼灸 マツサージ	東武練馬ステー ション	KEIROW さいたま緑区ス テーション	KEIROW 入間ステーショ ン	KEIROW 川越ステーショ ン
入間郡毛呂山町中央四―三 ―一―一〇二	東京都江戸川区松島三―二 九―九レジデンス希光一〇 八号室	幸手市上吉羽一二二三―一	加須市旗井二一〇三―二〇	―三三九―二光ビル三F	所沢市星の宮二―一〇―九 スターハイツ一〇一	一七CASA―NASU20 5号室	さいたま市緑区中尾三四三― 一―二〇一	入間市東藤沢四―一六―一 二―二〇二	川越市霞ヶ関北二―六―一 ―一〇三
一日 令和六年十月	一日 令和六年九月	二十五日 令和六年十月	一日 令和六年十月	六日 令和六年九月	月一日 令和六年十一		一日 令和六年十月		

告示

埼玉県告示第千二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
パール薬局東みずほ台店	名称	パール薬局	パール薬局東みずほ台店
クオール薬局坂戸八幡店	名称	ユニコ調剤薬局	クオール薬局坂戸八幡店
くるみ薬局	所在地	上尾市老丁目四六六―三	上尾市老丁目北二五―二七
アイン薬局 新狭山店	名称	チェリー薬局	アイン薬局 新狭山店
イオン薬局ふじみ野店	名称	イオン薬局イオンスタイルふじみ野	イオン薬局ふじみ野店
訪問看護ステーションこころ	所在地	草加市谷塚一―九―一四グリーンライフビル一階	草加市谷塚一―一六―三四
ケアプロ訪問看護ステーション埼玉熊谷ステーション	所在地	熊谷市中央一―一四〇リッキーハイツ一〇―一	熊谷市肥塚二―三―二八

大地 晴久								氏名
施術所		施術所		施術所		施術所		変更事項
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	変更前
さいたま市緑区中尾三四三―一―二〇一	KEiROW さいたま緑区ステーション	東京都板橋区徳丸一―九―七	KEiROW 東武練馬ステーション	鶴ヶ島市脚折一四四二―一―渡辺マンション二―一―〇二	KEiROW 鶴ヶ島ステーション	入間市東藤沢四―一―六―一―二―二〇二	KEiROW 入間ステーション	変更後

片桐 利孝		石沢 恭子		市川 文乃			
施術所		施術所		施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称
郷四〇二 三郷市三郷二一 一五グリーンパーク三	からだ元気治療院三郷八潮店	郷四〇二 三郷市三郷二一 一五グリーンパーク三	からだ元気治療院三郷八潮店	所沢市東所沢一三 〇一ビクトリーハイ ツ一〇三	市川 文乃	(追加)	(追加)
二〇 三郷市戸ヶ崎一 二	かみや治療院	二〇 三郷市戸ヶ崎一 二	かみや治療院	所沢市くすのき台二 五―二二―一〇二	ふわつ t t o 鍼灸マツ サージ治療院	さいたま市桜区下大久 保一―二九―一―三 一四	KE i R O W さいた ま桜区ステーション

新井 誠	
施術所	
所在地	名称
飯能市柳町九一七 一〇四	てあて在宅マッサージ 飯能院
三 東京都立川市曙町一 二五一一二七〇	株式会社 在宅ケア マッサージ 東京在宅 サービス 立川事業所

告 示

埼玉県告示第千二百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人 うぶごえ 会 ティアラ21女 性クリニック	熊谷市筑波三―二〇ニティアラ二―ビ ル五〇四号	令和六年九月三十 日
医療法人 行田岡田 医院	行田市北河原一〇二―一	令和六年九月三十 日
吉田整形クリニック	所沢市久米一五六九―一	令和六年十月一日
医療法人社団 康佑 会 元かじ整形外科 内科	飯能市岩沢二七―一	令和六年九月三十 日
はなさき診療所	加須市花崎北一―一六―一三	令和六年九月三十 日
医療法人社団 康佑 会 さやま整形外科 内科	狭山市富士見一―一九―一九	令和六年九月三十 日
新井レディースクリ ニック	白岡市小久喜二一九〇―五―二F	令和六年九月三十 日

医療法人 香取歯科 医院	島田歯科	細川歯科医院	久喜東クリニク	久喜リウマチクリニク	佐藤医院	上尾眼科	柿沢外科医院	武蔵藤沢セントラル クリニク	坂部医院	宮代クリニク
ふじみ野市上福岡一八一一三香取ビル二F	狭山市広瀬三二七二七	狭山市南入曽五五六一三	久喜市青毛四一三一一二くき翔裕館一階	久喜市久喜中央四一九一三一イトーヨーカドー五F	深谷市内ヶ島八〇三	上尾市上町一八一五市川ビル二F	上尾市原市六〇〇一三	入間市下藤沢三七五一	桶川市東一三二二六	南埼玉郡宮代町笠原一八一一五
令和六年九月十六日	令和六年九月三十日	令和六年九月三日	令和六年九月三十日	令和六年九月三十日	令和六年九月三十日	令和六年九月三十日	令和五年十一月三十日	令和六年九月三十日	令和六年七月二十三日	令和六年三月一日

アイビー薬局アルファ	本庄くるみ薬局	いぶき薬局 緑町店	エース薬局 下富店	アイン薬局 行田新店	ソレイユ薬局坂戸店	ウエルシア薬局富士見東みずほ台駅前店	中村歯科医院
春日部市大場九二四―七	本庄市千代田三―二―二一	所沢市緑町三―二九―一七	所沢市下富二〇〇―四	行田市持田四二―一―一	坂戸市中小坂八九九―三一	クレストみずほ台一階	比企郡小川町大塚五二
令和六年九月三十日	令和六年十月一日	令和六年九月十六日	令和六年十月十四日	令和六年九月二十九日	令和六年九月三十日	令和六年八月三十一日	令和六年九月三十日

告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
よしひろ皮ふ科	春日部市中央一―七―二〇第五 熊谷ビルーF	令和六年十一月三十日
一般社団法人新田会 につた歯科	東松山市箭弓町一―一―七 ハイムグラнде東松山一〇六 号・二〇三号	令和六年十一月八日
えつお歯科医院	入間市鍵山一―一―一	令和六年十月一日

告示

埼玉県告示第千二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
SOMPOKEA ふじみ野訪問看護	ふじみ野市南台一―一五―二	令和六年九月十五日

告示

埼玉県告示第千二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
清水歯科医院	飯能市仲町八 ―七	清水 文昭	居宅療養管理 指導	令和六年六月一 日
こばと薬局	草加市谷塚一 ―二〇―一五	伸和株式会社	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導	令和六年八月一 日

告示

埼玉県告示第千二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
みやぎケアプランセンター	事業所所在地	上尾市小泉二丁目二〇三	上尾市上一二七―三六	居宅介護支援
医療法人社団協友会 訪問看護ステーション ところ	事業所所在地	草加市谷塚一丁目九―四グビル一階	草加市谷塚一―一六―三四	訪問看護 介護予防訪問看護
ケアーズ訪問看護リハビリステーション 東松山	事業所所在地	東松山市本町一―七―六リゾンヤマイチ	東松山市本町一―四―八	訪問看護 介護予防訪問看護
ユニスマイル薬局 羽生店	事業所名称	ファークコス薬局 つばめ	ユニスマイル薬局 羽生店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
居宅介護支援事業所 はまゆう	事業所所在地	神奈川県横浜市緑区上山二丁目三五―一	東京都新宿区西新宿二―一―三〇階三井ビル	居宅介護支援

さわやかケア所沢・ 居宅介護支援			さわやかケア所沢・ 訪問介護			あおい糸	シルバーはあと久喜	アイン薬局 新狭山店	
事業所 所在地	事業者 名称	事業所 名称	事業所 所在地	事業者 名称	事業所 名称	事業所 所在地	事業者 名称	事業所 名称	
東京都江東区 越中島三丁目 一九	東電パトナ 株式会社	東電さわやか ケア所沢・居 宅介護支援	東京都江東区 越中島三丁目 一九	東電パトナ 株式会社	東電さわやか ケア所沢・訪 問介護	富士見市羽沢 二丁目五丁目 四五	久喜市菖蒲町 三箇七四〇 一	株式会社シル バーはあと	チェリー薬局
東京都豊島区 北大塚一丁目 二一五	ウエルシアパ トナーズ株 式会社	さわやかケア 所沢・居宅介 護支援	東京都豊島区 北大塚一丁目 二一五	ウエルシアパ トナーズ株 式会社	さわやかケア 所沢・訪問介 護	富士見市羽沢 一丁目三丁目 スカイマンシ ョン藤二〇五	東京都新宿区 西新宿二丁目 三ノ一 リズビル二六 階	株式会社ベネ ッセキャリオ ス	アイン薬局 新狭山店
居宅介護支援			訪問介護			訪問介護	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	

告示

埼玉県告示第千二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
みやぎ訪問介護ステーション	上尾市小泉二六一	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和三年四月一日
ひろせ西武薬局	狭山市広瀬東三 一三一一八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和六年七月三十一日

告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所食品化学担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1

3 落札者を決定した日

令和 6 年 9 月 18 日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

5 落札金額

35,962,080円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 6 年 7 月 26 日

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―一―四号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市江面字東前谷三百四十番地一外二十筆、市道久喜六〇〇八号線の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四十三立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二百八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

蓮田市高虫西部土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和六年五月十七日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県蓮田市大字高虫字正御地、字高都原及び字前野の各一部

四 事務所所在地

埼玉県蓮田市大字高虫八十番一

五 設立認可の年月日

令和六年五月十七日

六 変更の内容

第五条中「埼玉県蓮田市大字黒浜二千七百九十九番一」を

「埼玉県蓮田市大字高虫八十番一」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和六年十一月二十九日

告示

埼玉県告示第千二百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉 県知 事第 十三 号	ハウस्प ラス確 認 検査株 式 会 社	構造計 算 適合性 判 定機 関の 名 称	ハウ स्प ラ ス 確 認 検 査 株 式 会 社	ハウ स्प ラ ス 住 宅 保 証 株 式 会 社	令 和 六 年 十 二 月 一 日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 ときがわ熊谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
五二番地先まで	比企郡滑川町大字伊古字弥平 松一番一地从ら	区 間
一五・五〇〓二六・一一	一一・〇〇〓二二・五六	敷地の幅員 (メートル)
五三・四三		延長 (メートル)
歩道整備工事による。		備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西平小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>五九三番三地先まで</p>	<p>比企郡小川町大字下古寺字田 中二一四番四地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・二〇〇～二二・七〇</p>	<p>七・六一～一四・一一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四三九・一三</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築事業による。</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田市停車場酒巻線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで</p> <p>同市大字北河原字陣場一四三六番一</p> <p>先から</p> <p>行田市大字犬塚字反町一四二五番地</p>	<p>まで</p> <p>同市大字酒卷字宿裏一五七一番地先</p> <p>先から</p> <p>行田市大字犬塚字反町一四二五番地</p>	<p>区 間</p>
<p>一七・三〇〇</p> <p>二四・九〇</p>	<p>六・六〇〇</p> <p>一八・四〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八五七・〇〇</p>	<p>一八五八・七〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上中条斉条線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>で 同市大字犬塚字反町一四二五番地ま</p>	<p>行田市大字犬塚字反町一五〇七番 二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・二〇 〽一五・九〇</p>	<p>一一・九〇 〽一五・九〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九〇・三〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十八年七月十九日第一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年十一月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 小松 克 枝

第二号	取消番号
令和六年十一月十五日	指定の取消しの日 年 月 日
戸田市大字新曽字柳原四二七―一―地先まで	指定の取消しに係る道路の位置
七十六・四〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
二十・〇〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
幹線街路 三・四・九 旭町沖内線の一部	備考

告 示

埼玉県教委告示第三十号

令和六年埼玉県教委告示第二十九号（埼玉県教育委員会定例会の招集について）
は取り消す。

令和六年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

告 示

埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年十二月三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

正 誤

埼玉県告示第八百九十五号（令和六年八月二日第五百三十七号）中訂正

ページ 表中

一 調査を行った地区

誤

青木一地区（青木二丁目）

正

青木一地区（中青木二丁目）